説明会資料

県域水道一体化
市民説明会

奈良県および県下関係市町村との水道事業統合に向けた協議内容と
今後の一体化スケジュールについて。

令和4年11月20日（日）

生駒市水道事業

◯本日の説明会・スケジュール

開　始　14:30～　終　了　16:30

1. 開　会（挨拶・出席者紹介）
2. 県域水道一体化についての内容説明
3. 休憩・質問等の受付

   （※お配りした質問票に、記載をお願いします）

4. 主なご質問に対する回答
5. 閉　会

県域水道一体化についての協議内容と今後のスケジュールについて

【説明の主な内容】

・ はじめに （県域水道一体化とは）

1）生駒市の上水道事業の現状について

2）県域水道一体化の施策の方向性・メリットについて

3）奈良市不参加による計画内容の変更点と本市への影響について

4） 一体化に伴う疑問点やご不安について

・ さいごに（今後の一体化スケジュール）

・はじめに
県域水道の一体化とは。

平成29年より、県域水道の一体化について協議が開始され、平成31年には県により「新県域水道ビジョン」が策定、県域水道一体化を正式に位置づけされました。

上水道エリアの一体化を目指し、検討・協議が開始

背景（課題）

- 人口減少等による水需要の減少（給水収益の減少）
- 水道施設の老朽化の進行（投資の増大）
- 熟練職員の退職等による技術力の低下

県営水道と市町村上水道の共通の課題

課題克服の方策

県域水道一体化

目指す姿

水道事業の「持続」「強靭」「安全」の確保により、将来にわたって安全・安心な水道水を持続的に供給

計画区域の現状

計画区域	行政区域内総人口（人）	面積（km²）	水道普及率（%）
上水道エリア	1,334,630	1,638	99.3
県営水道区域	1,274,679	1,150	99.4
五條・吉野区域	59,951	488	98.5
簡易水道エリア	16,513	2,053	86.4
計	1,351,143	3,691	99.2

出典：平成 28 年度奈良県統計年鑑、平成 28 年度奈良県の水道概要

奈良県における県域水道一体化に向けた経緯

時　期	取　組　内　容
H28年	○磯城郡における水道事業の広域化に関する覚書　締結 ○磯城郡水道広域化推進協議会　発足
H29年10月	○「県域水道一体化の目指す姿と方向性」県・市町村長サミットで提示
H30年 4月	○県域水道一体化検討会（県・28市町村・奈良広域水質検査センター組合の部局長・課長級）　発足 ～　以降R3年2月までに計8回開催
H31年 3月	○「新県域水道ビジョン」策定（県域水道一体化を正式に位置づけ）
R元年10月	○水道法の一部改正
R 2年 6月	○磯城郡における水道事業広域化にかかる基本協定　締結
R 3年 1月	○県・27市町村・奈良広域水質検査センター組合の長で「水道事業等の統合に関する覚書」　締結 現時点での以下の基本的事項について合意 ・令和7年度からの事業開始（事業統合）　・統合時に水道料金統一（基本） ・今後、覚書締結団体で一体化に向けての協議検討を進めること　等
R 3年 8月	○協議会設立総会 及び第1回協議会 開催 奈良県広域水道企業団設立準備協議会（任意協議会）　発足
R 4年 2月	○第2回協議会 開催 一体化後の給水原価・供給単価の試算結果、基本計画骨子案等について協議→了承
R 4年 4月	○磯城郡水道企業団　事業開始
R 4年 6月	○第3回協議会 開催 奈良市提示論点の検討、意思決定プロセス等の検討のための部会の設置等について協議→了承 ～　奈良市提示論点の検討部会は、6月以降計5回開催
R4.10月 （奈良市不参加表明後）	○第4回協議会　開催　①論点検討部会の経過と奈良市への最終提案について　②奈良市不参加での今後の県域水道一体化の経営見通しと運営について、③意思決定プロセス等検討部会の開催について　報告・協議➡了承

1）生駒市上水道事業の現状について

1）－1県営水道と生駒市との関係

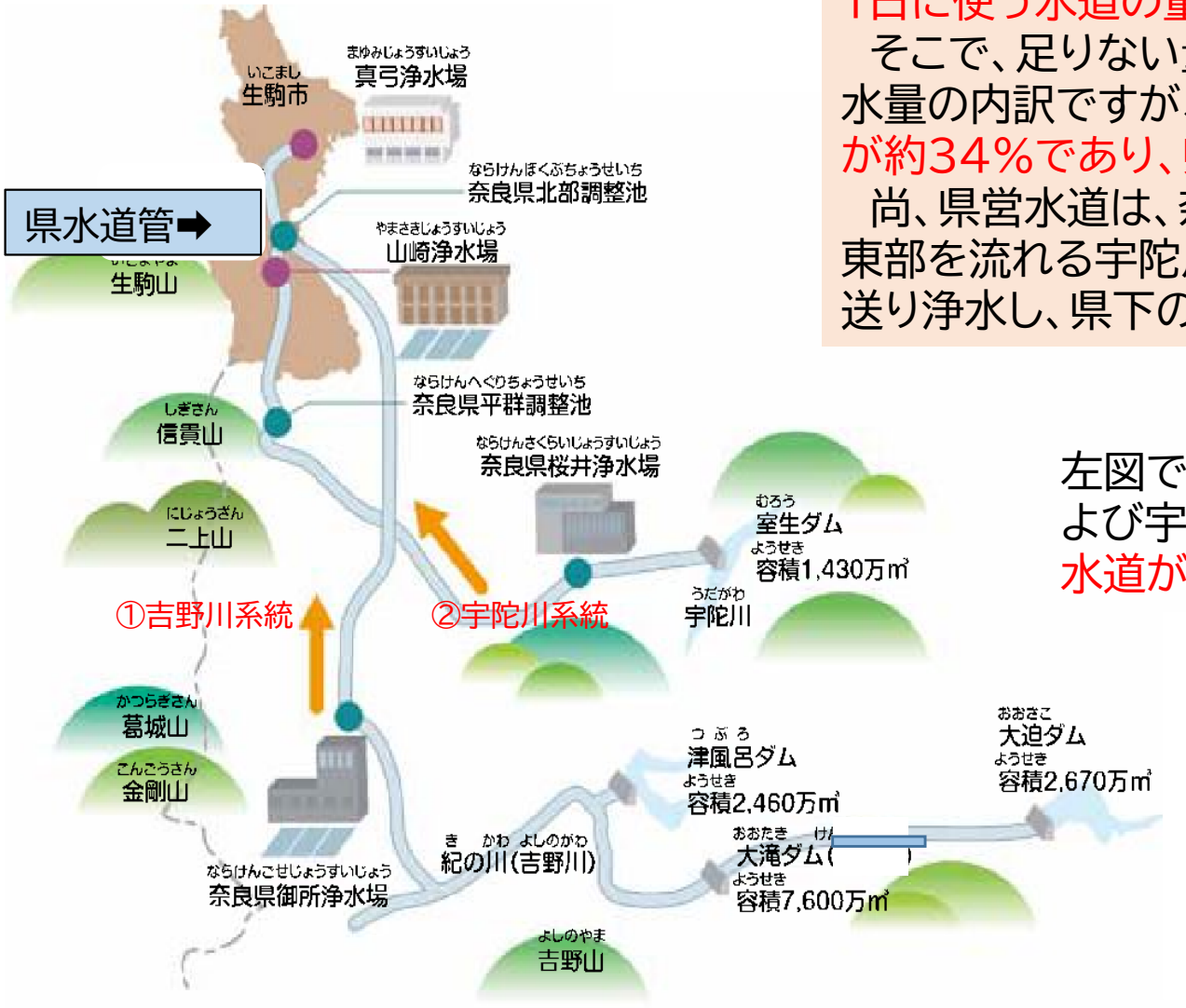

生駒市では、自己水である井戸の水量だけでは、皆さんが1日に使う水道の量には足りません。

そこで、足りない量は奈良県営水道から水を買っています。水量の内訳ですが、令和3年度の実績では自己水量（井戸）が約34％であり、県営水道が約66％となっています。

尚、県営水道は、奈良県南部を流れる紀の川（吉野川）と東部を流れる宇陀川から水を取水し、それぞれの浄水場に送り浄水し、県下の市町村に供給されています。

左図でお示ししていますが、本市は、吉野川および宇陀川の2箇所からの水源により、県営水道が送水されています。

県営水道の転換状況

- 大和高田市、橿原市、香芝市、平群町、川西町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町（転換済【１１市町村】）
- 御所市、宇陀市※、三郷町、三宅町、河合町（転換予定【5市町】）
- 安堵町（協議中【1町】）

※旧簡易水道施設の一部を除く

出典：平成３１年１月時点での調整状況

1)－2　生駒市の水道事業について

【生駒市の水道事業の沿革と課題】

本市の水道は、昭和6年4月に給水を開始して以降、大規模な宅地開発事業等による急激な人口の増加、市民の生活向上による水需要の増加に対応できるよう水道施設の拡張事業を行ってきました。

しかし、平成25年度をピークに人口が減少に転じ、節水機器の普及もあわせて今後は水需要の減少による給水収益の減少がさらに進むことが見込まれます。

また、昭和40年代後半から平成初期にかけての大規模開発で整備された多くの水道施設や水道管が今後大量に更新の時期を迎えることや、地震等の災害から水道施設を守るための耐震化対策など投資的経費の増加が見込まれ、水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増し、より効率的、安定的な経営が求められています。

生駒市における総人口と年齢3区分別人口推移

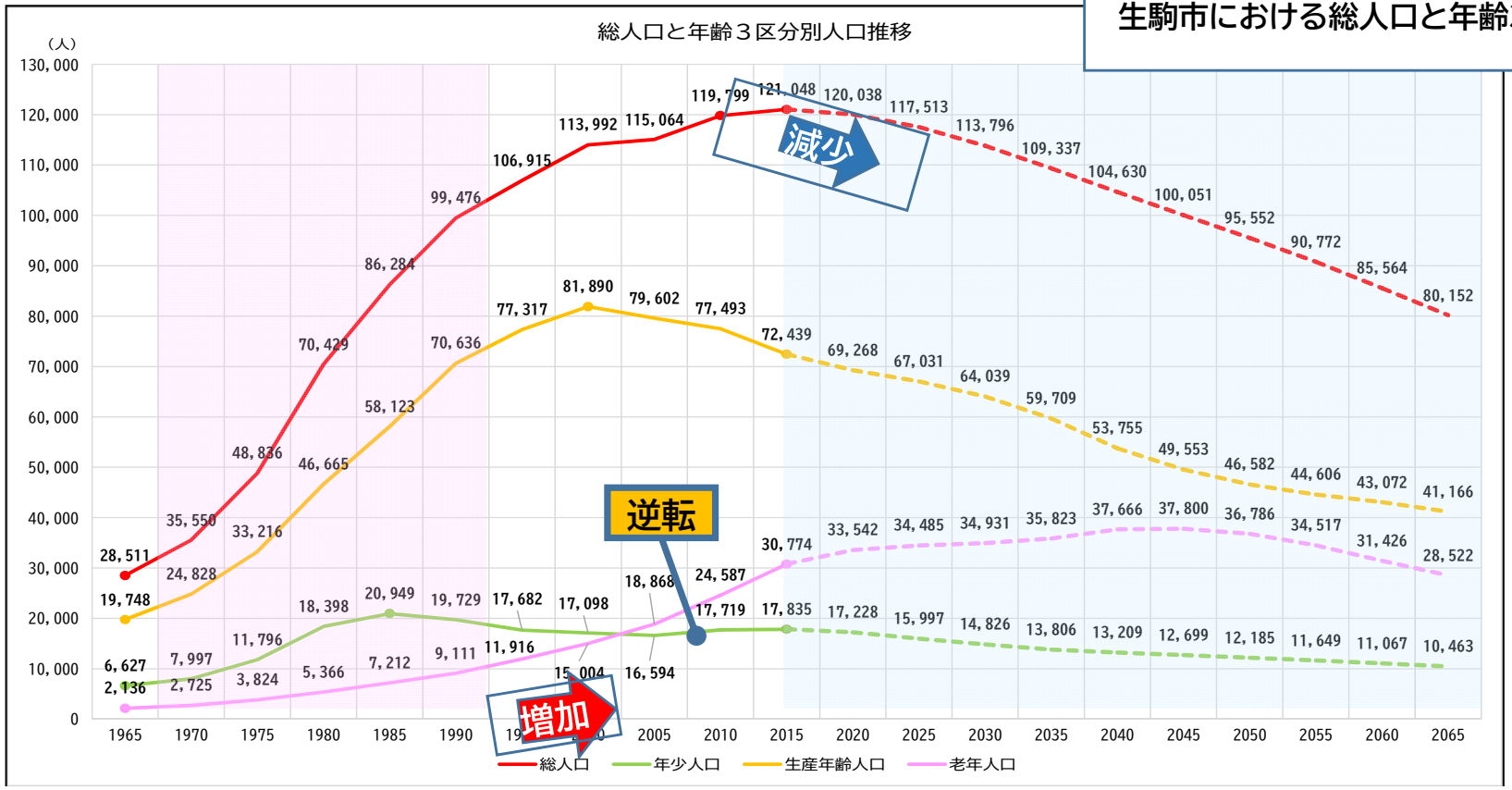

出典：第2期生駒市まち・ひと・しごと創生戦略　生駒市人口ビジョン

①給水人口・年間総配水量・年間有収水量の状況（H27～R3）

【H27とR3との比較】
・給水人口は、約2，700人の減少
・年間総配水量は、約231，000㎥の減少
・年間有収水量は、約80，000㎥の増加（※コロナ禍等の影響）

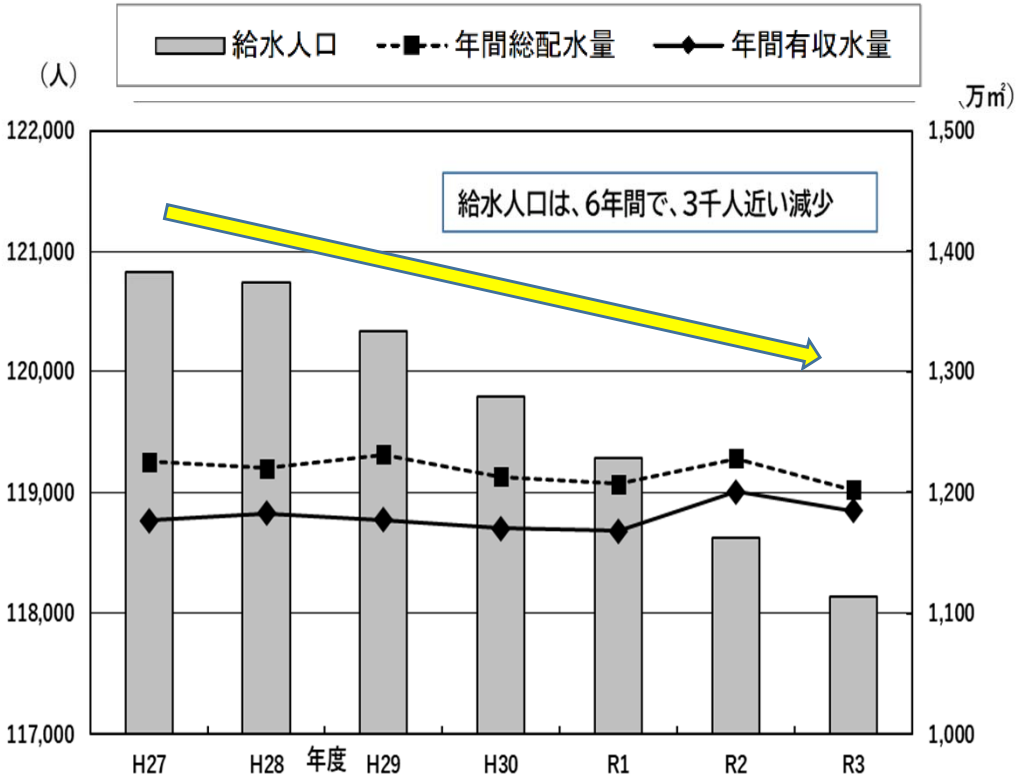

※R2年度～R3年度は、コロナ禍による生活様式の影響で、総配水量や有収水量が増加したものと考えられます。

②将来の給水人口と年間総配水量の推計（生駒市水道ビジョンによる）

①給水人口と水需要の減少

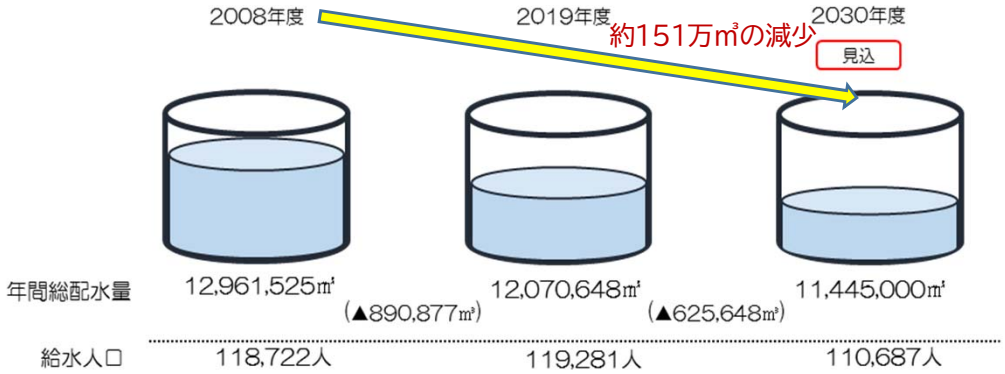

将来の給水人口は「新県域水道ビジョン」の推計人口を基にし、目標年度2030年度における給水人口を110,687人と推計しています。
また、給水人口の減少により配水量も減少傾向が続き、目標年度の年間総配水量は11,445,000㎥と推計。

②給水収益の見込み

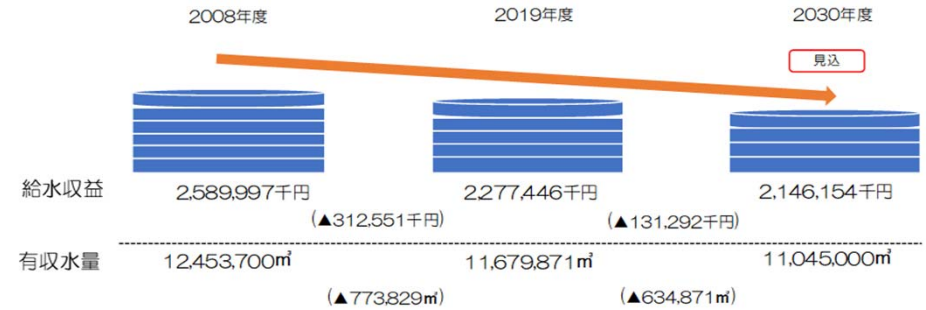

配水量の減少に伴い、給水収益の基となる有収水量も減少する見込みです。
また、水道料金を据え置いた場合、給水収益も2019年度と比較して2030年度では約1.3億円の減収となる見込みです。

③管路における更新需要の状況

生駒市の水道管路の総延長は、令和3年度末で約678kmとなっています。

このうち、高度成長期に布設された水道管の老朽化など、水道施設の経年化が進んでおり、今後、更新需要が急増する見込みです。そのため、アセットマネジメントの導入や投資を平準化し、更新財源や体制の確保が必要です。

本市では、令和4年8月に、「生駒市管路更新計画」を策定、今後、計画的な耐震化、管網整備事業に取り組むこととしています。

管路延長（布設年度別）

布設年度(年)	延長(m)	延長(km)	構成比
～ S.55(1980)	216,411	216.4	31.9%
S.56(1981) ～ S.64(1989)	172,005	172.0	25.4%
H.2(1990) ～ H.11(1999)	135,657	135.7	20.0%
H.12(2000) ～ H.21(2009)	77,162	77.2	11.4%
H.22(2010) ～	76,753	76.8	11.3%
計	677,988	678.0	100.0%

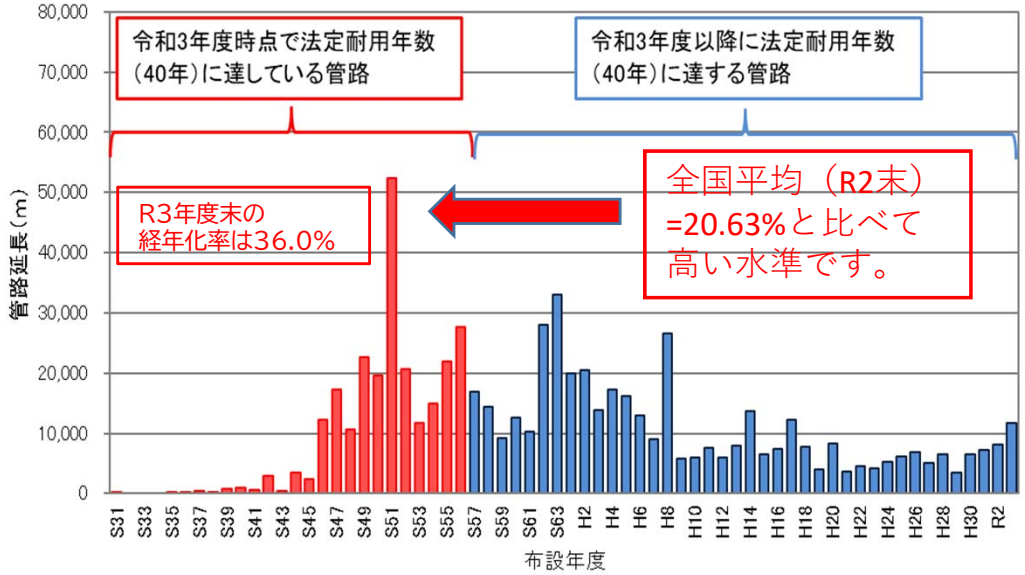

④生駒市における組織体制の状況

平成22年度の職員定数適正化計画に基づき、業務の見直し再編・整理・統廃合・民間委託の推進などの積極的な業務改善により、職員数は平成21年度の43名から段階的に減少し、令和2年度では32名となっています。（令和4年度現在：31名）

また、平均経験年数が、平成21年度から令和2年度までの11年間で14年から5年と大幅に短くなっています。今後は、事業運営に必要な知識や技術を継承するための工夫が必要になってきます。

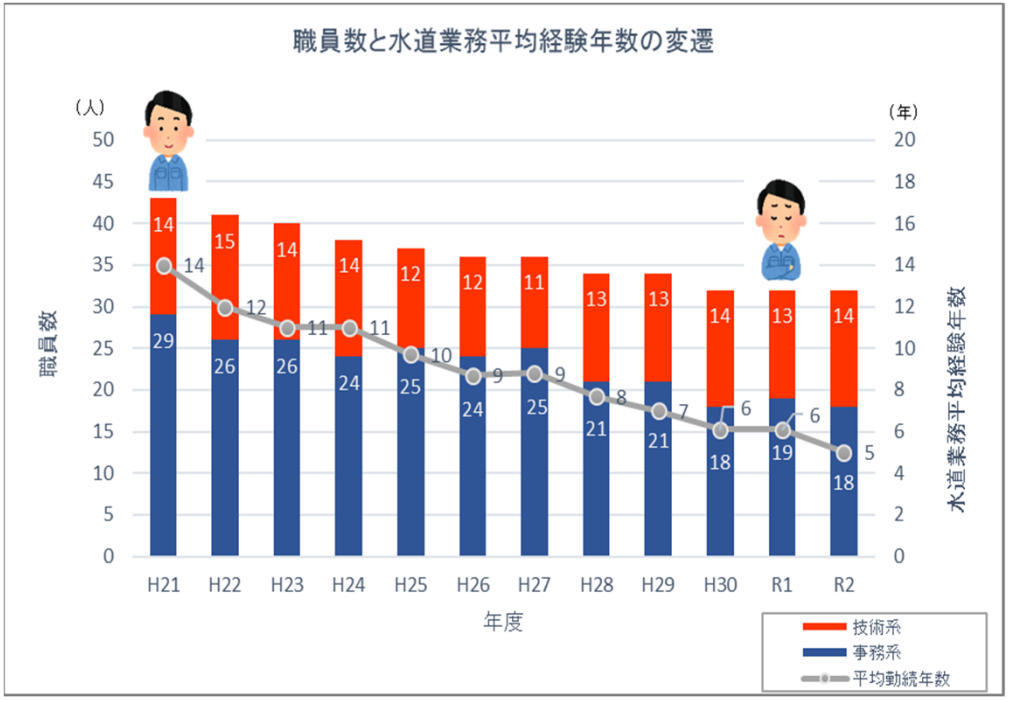

⑤本市水道事業財政の見通し

※給水原価とは、水道水を1立方メートル作るのに必要とする経費です。

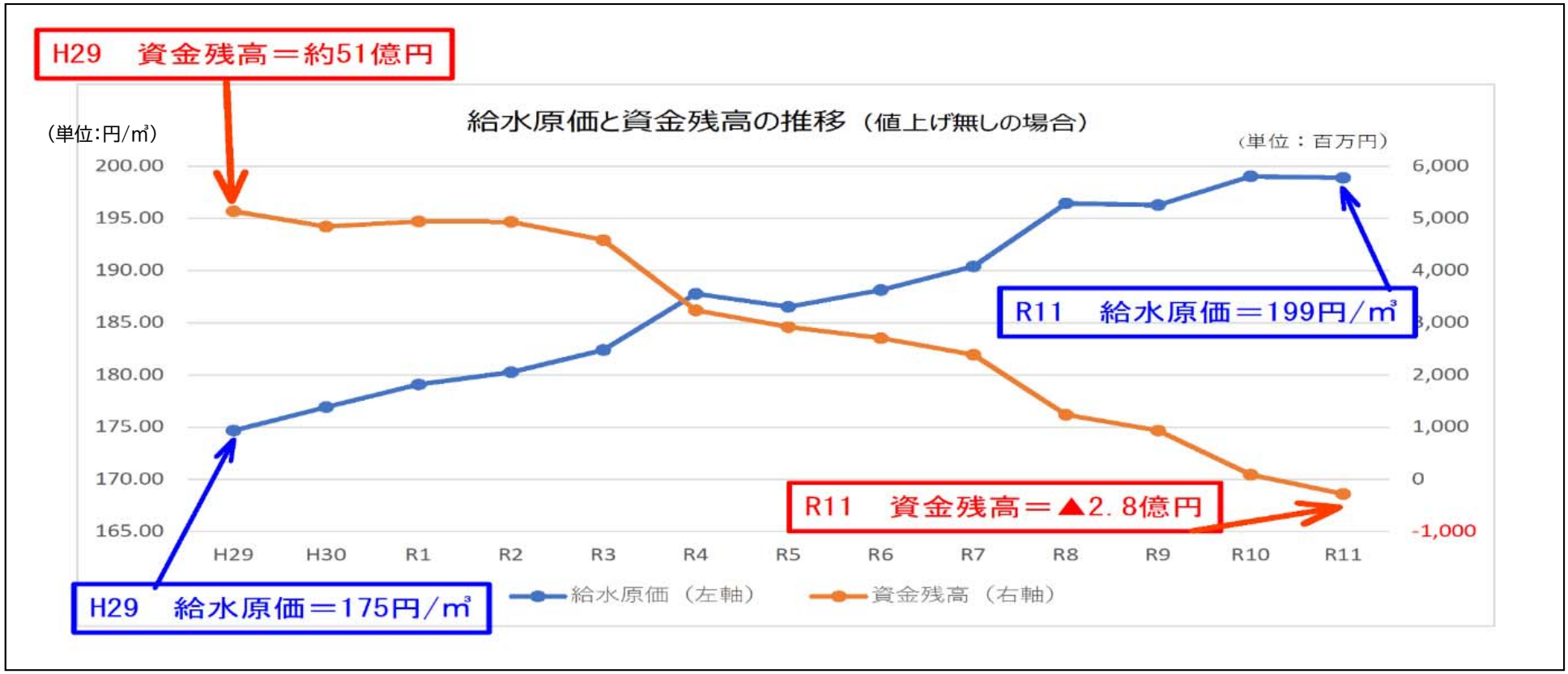

・上記の財政試算によると、平成29年度には約51億の資金残高であったものが、**令和11年にはマイナス2.8億円**となる見込みです。（※料金の改定をしない場合）この主な原因は、増加する管路更新や耐震化等の事業、維持管理費の影響です。また、給水原価も平成29年度は175円／m3であったものが、令和11年には約199円/m3となり、経営はより厳しさを増すものと考えています。

経営上の判断として、令和8年には水道料金の改定が必要との見込みとなっています。

1）－3奈良県下における上水道事業の状況

①給水人口と水需要

○給水人口の減少に伴い、有収水量も減少（＝配水収益の減少）。
この傾向は今後も進展し、水道事業の経営環境は厳しくなると見込まれる。

県内26市町村　給水人口の推移　（厚生労働省データ）

※県内26市町村･･･
奈良市･大和郡山市を除く上水道事業市町村

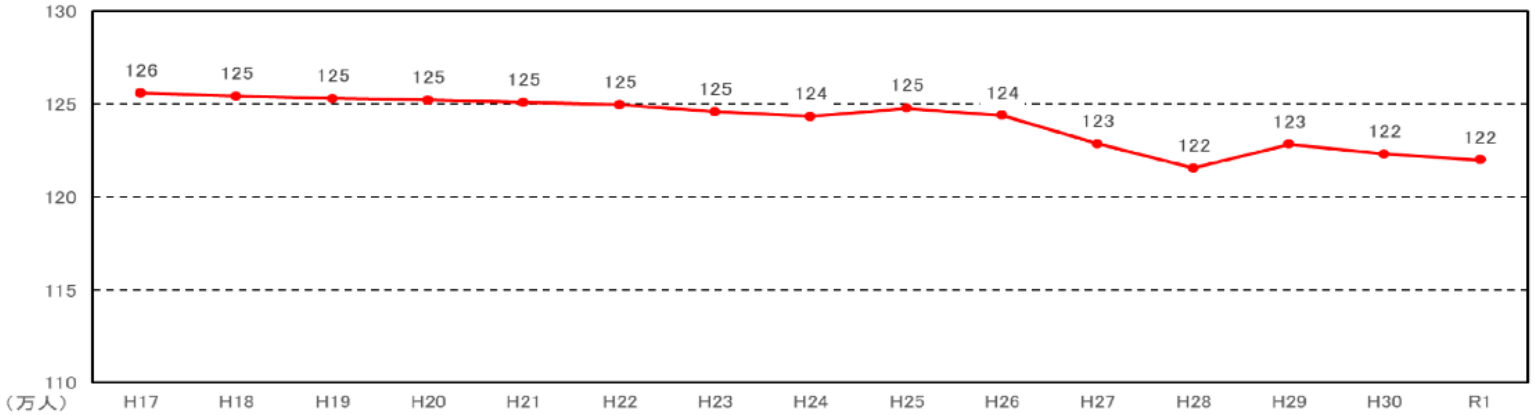

県内26市町村　有収水量の推移　（厚生労働省データ）

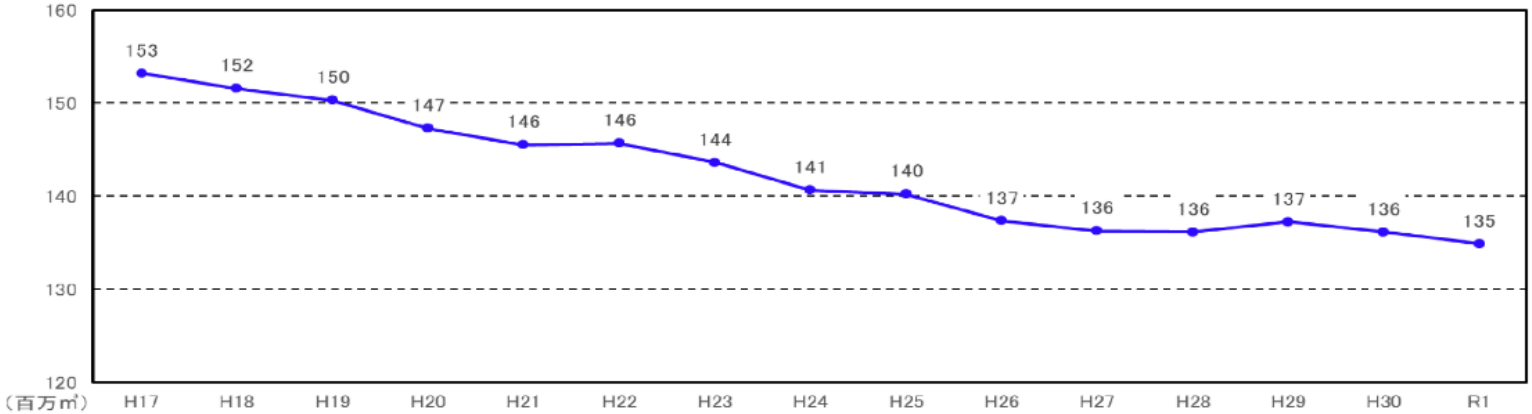

②水道施設の老朽化について

○法定耐用年数（40年）以上経った水道管路の割合（法定耐用年数超過管路率）を見ると、
奈良県全体の老朽化は全国平均より進んでいる。

※県内26市町村･･･
奈良市・大和郡山市を除く上水道事業市町村

県内26市町村　法定耐用年数超過管路率の推移

（総務省データ）

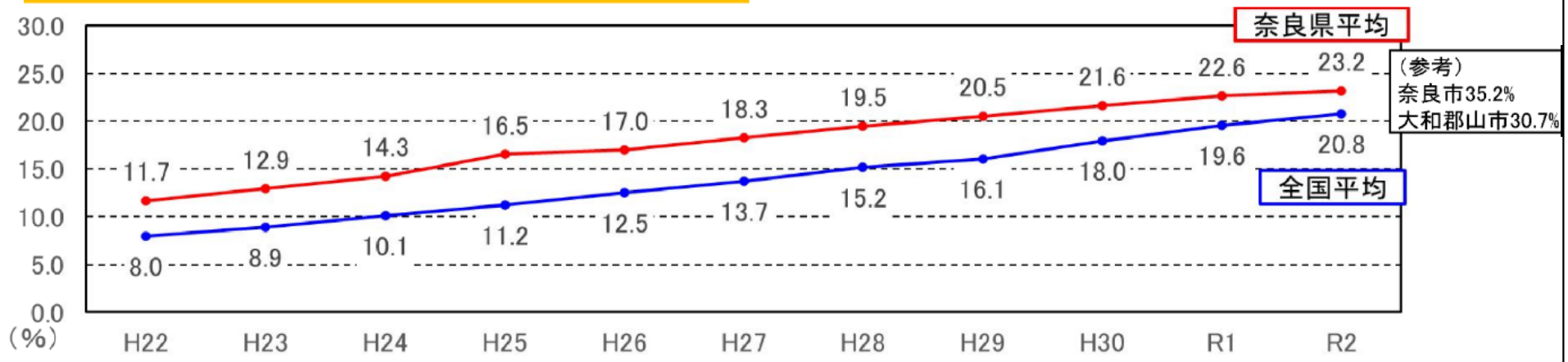

県内26市町村別　法定耐用年数超過管路率（R2実績）

（総務省データ）

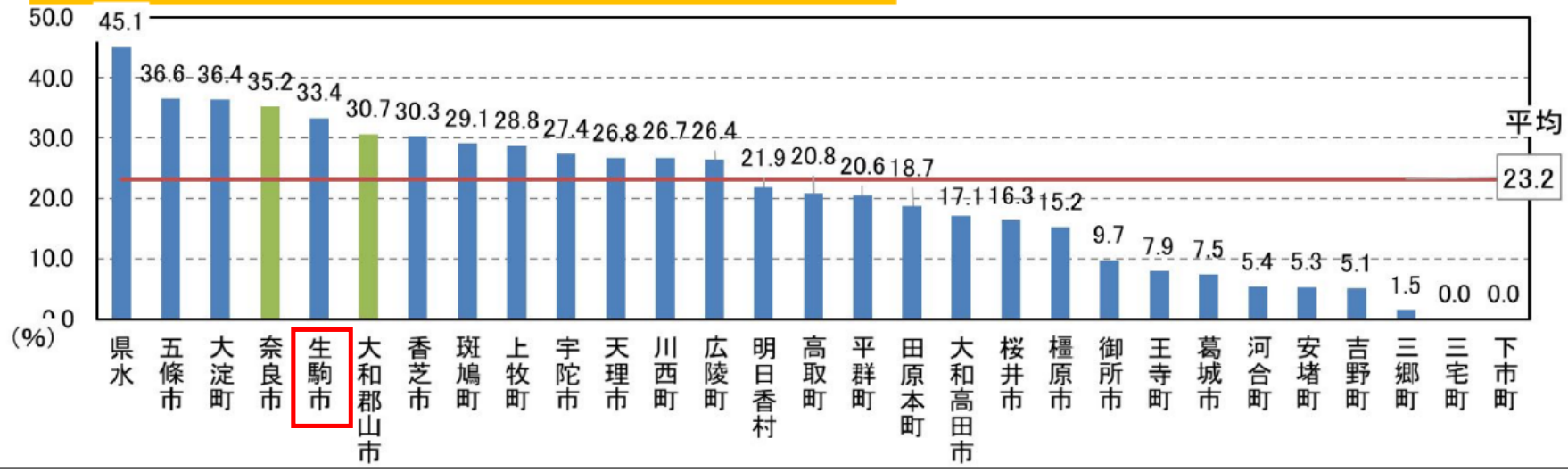

〇にもかかわらず、水道管路の更新は180年超かかって一巡するペース（管路更新率0.54（R2））
このままの状態でいくと、老朽化は更に進行し、断水・漏水等のリスクも高まる恐れがある。

県内26市町村　管路更新率の推移

（総務省データ）

※県内26市町村・・・
奈良市・大和郡山市を除く上水道事業市町村

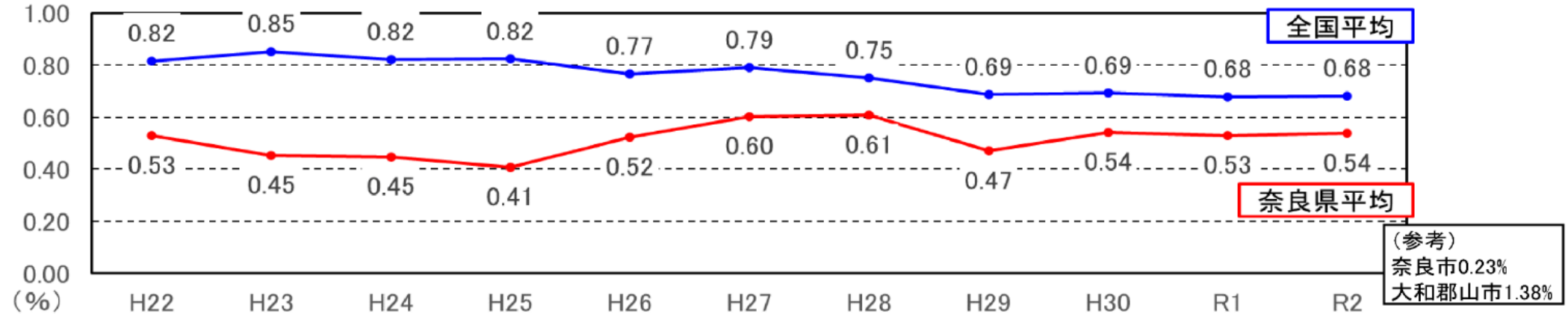

県内26市町村別　管路更新率（R2実績）

（総務省データ）

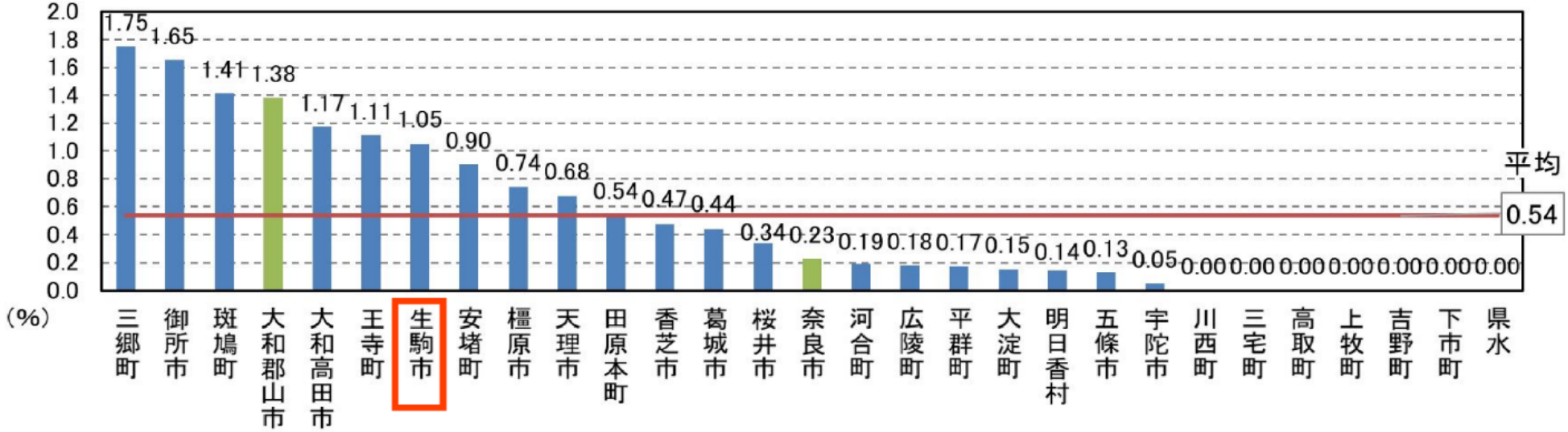

③県下・水道職員の状況

〇水道関係の人員は、**熟練職員の退職等により年々減少**。
この傾向は今後も続くと見込まれ、技術の継承が懸念される。

県内26市町村・県水　水道関係職員数の推移　（厚生労働省データ）

※県内26市町村・・・
奈良市・大和郡山市を除く上水道事業市町村

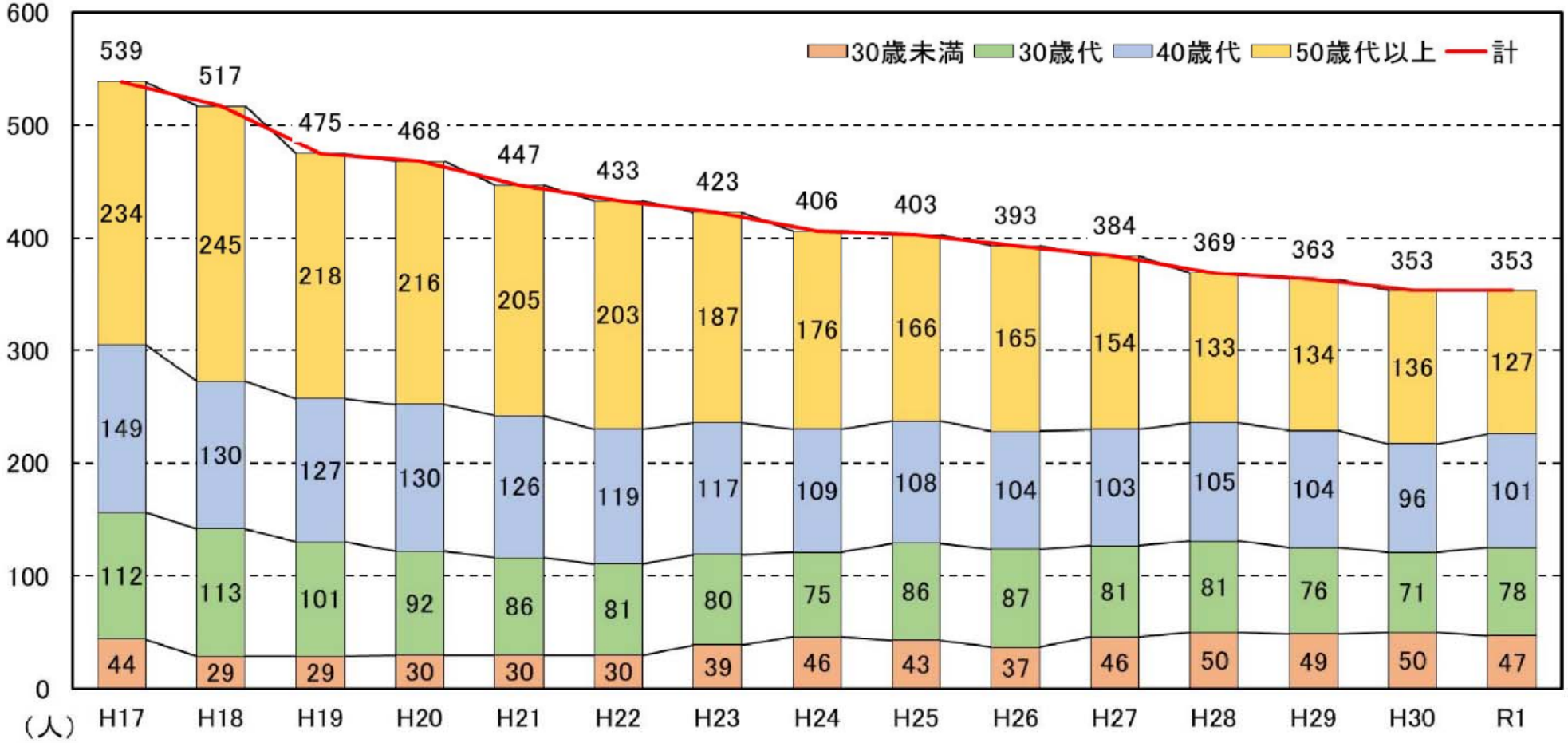

2)県域水道一体化の施策の方向性・メリットについて

2)-1 一体化に向けた施策の方向性

一体化後の施設整備の方向性

【3つの基本的目標】
○老朽化対策を着実かつ計画的に実施
○水需要の将来見通しに対応して県域全体で施設を最適化
○災害等発生時に対応できるバックアップ機能を確保

浄水場の統廃合(案)イメージ

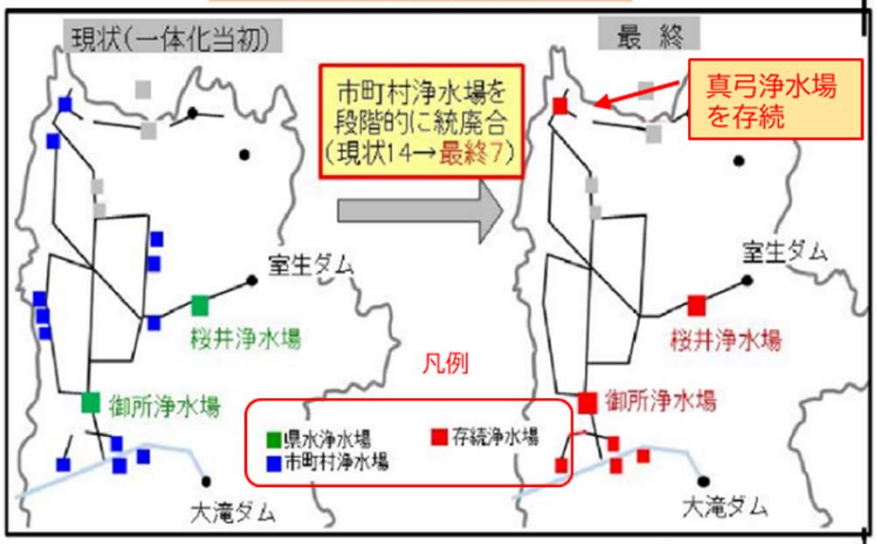

一体化後の施設整備の財源

○計画的な整備による整備費用の縮減
○国の交付金を最大限有効活用(R7～10年間)

○国交付金の交付対象である広域化整備および運営基盤整備事業に対して、県は企業団に財政支援(経費の1/3)

一体化後の水道料金

○統合時に料金統一(基本)
○ただし、料金面で統合メリットの見られない市町村については、
経過措置として、一体化後の統一水準に追いつくまでの間(最長30年間)、段階的に料金を改定

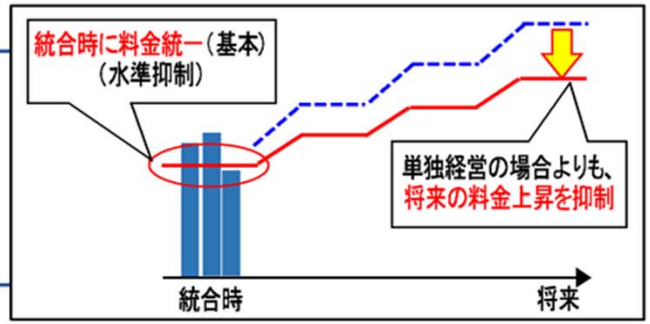

その他

○高低差や集落点在など地理的条件により経費が嵩むなど水道経営上の構造的要因を抱える市町村については、
・基本協定締結後(R5年度以降)に生じた累積欠損金等は、企業団へ引き継ぐことを可能とする
・累積欠損金回避のために行われている一般会計からの繰入は、統合後は企業団へ繰入を求めない

2)-2 メリットとは

県域水道一体化のメリット

事業統合・料金統一により下記の主要課題が解決

◆ 市町村域を越えた**投資最適化の推進（投資額の抑制）**

投資抑制分を料金の上昇抑制と
施設の更新費用に活用

◆ **水道料金の上昇抑制**（単独経営料金＞一体化統一料金）

◆ **老朽化施設の更新促進**（現在よりもペースアップ）

◆ 運営体制の強化（業務・システム共同化、官民連携）【今後検討】

2)－3上水道の広域化を進める目的・国・県からの支援内容

奈良県および県下市町村の共通認識

○奈良県の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少と施設老朽化による更新需要の増加という、2つの困難な課題に直面。

○一方、将来にわたって安全・安心な水道水の供給を維持することは、県民生活の安定のためには必要不可欠。
そのためには、水道施設の老朽化対策が何よりも第一。

○個々の市町村が単独で対処していくには限界があり、複数の市町村が連携して広域で対処することが必要。

国及び県の考え方

○国は、水道法を改正し（令和元年10月施行）、水道の広域連携を推進することを明確に表明

○国は、水道広域化のために、広域化事業及び運営基盤強化等事業に対し、事業費の1／3を補助することを表明（一体化後10年間に限り、最長令和16年度まで）

○県は当初、広域化事業について国と同額の事業費の1／3を支援することを表明。その後、運営基盤強化等事業についても、国と同額の事業費の1／3を支援することを明確化

○県は、上記の国と同額の財政支援を、県域水道を一体化する限り実施することを表明

広域化による国・県の財政支援の内容

○水道事業を一体化（広域化）すれば、国から、一体化後10年間に限り（最長令和16年度度まで）、事業費の1／3が交付金として交付される。

○国の交付金は、広域化事業（浄水場廃止に伴う連絡管の整備等）と運営基盤強化等事業（市町村の配水管等の更新）の2種類。

国の交付金メニュー「広域化事業」「運営基盤強化等事業」イメージ

広域化事業
直結配水施設や連絡管の整備等、県域での施設整備

運営基盤強化等事業
市町村の配水管等の更新

交付期間
10年間（最長R16年度まで）

うち1／3が交付金対象

同額が対象上限

うち1／3が交付金対象

※以上の仕組みであることから、交付額は、一体化の時期の遅れや投資水準の抑制により減少

○さらに、県としても、
水道施設の広域化と老朽配管等の更新を積極的に支援するため、
国の交付金と同額の財政支援（事業費の1／3）を実施
（他府県には例の無い奈良県独自の水道広域化への支援措置）

一体化後10年間の県の財政支援

広域化事業 直結配水施設や連絡管の整備等、県域での施設整備	国交付金	1／3
	県支援	**1／3**
	企業団負担	1／3
運営基盤強化等事業 市町村の配水管等の更新	国交付金	1／3
	県支援	**1／3**
	企業団負担	1／3

2)-4 主なメリット：① 水道料金の抑制効果（単独経営と事業統合との比較）
➡より低廉な水道水の供給が可能。

・令和 7 年での供給単価の差額＝219－181＝38円／㎥
・令和36年での供給単価の差額＝346－253＝93円／㎥

水道施設の適正配置・経営の合理化等による削減効果

※供給単価とは、使用者の皆様からいただく1立方メートルあたりの平均単価です。

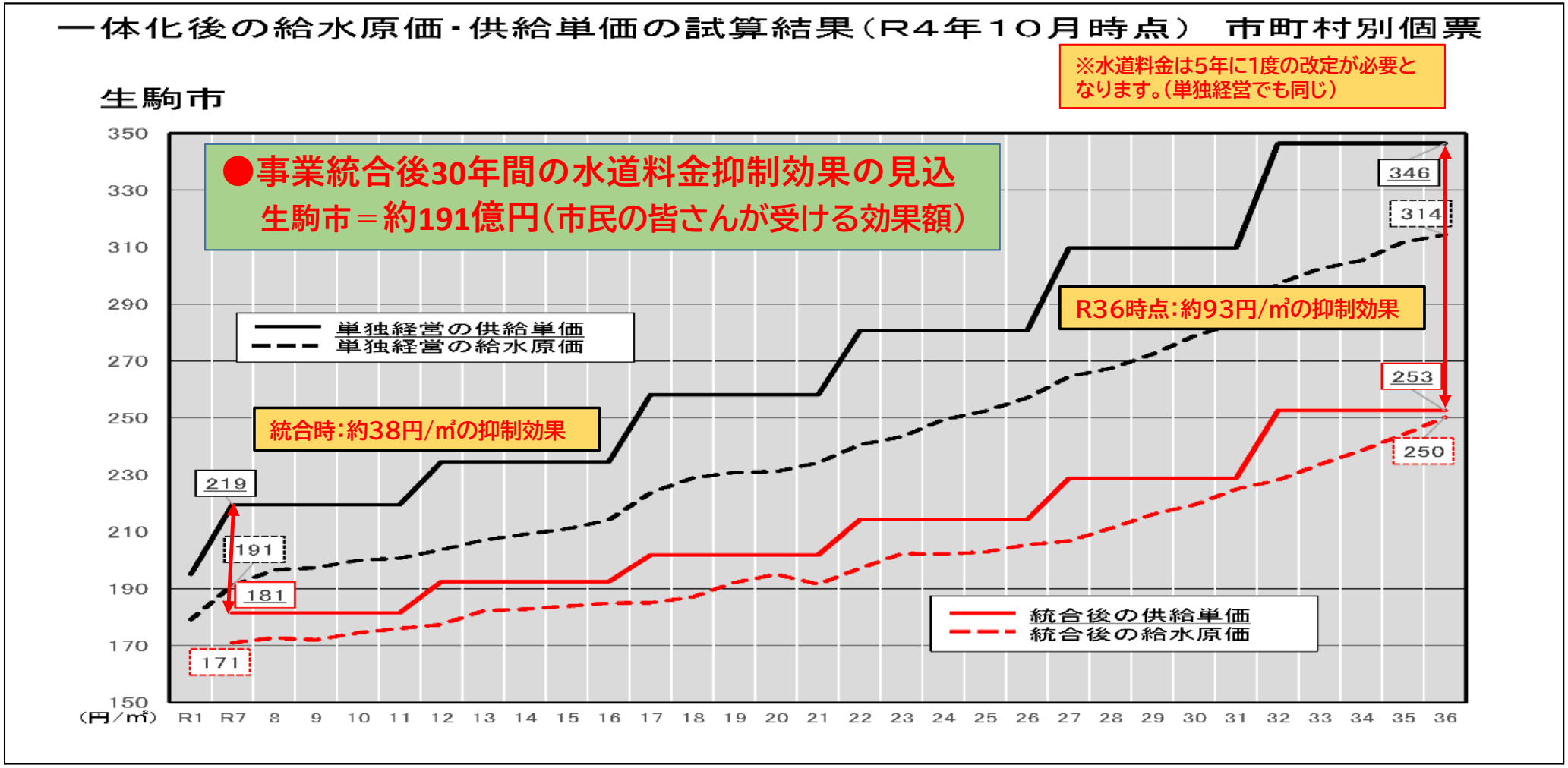

主なメリット：② 管路更新・老朽化対策の向上➡安全で安心な水道水の供給

生駒市の管路更新率（%）の現状

全国平均=0.69%

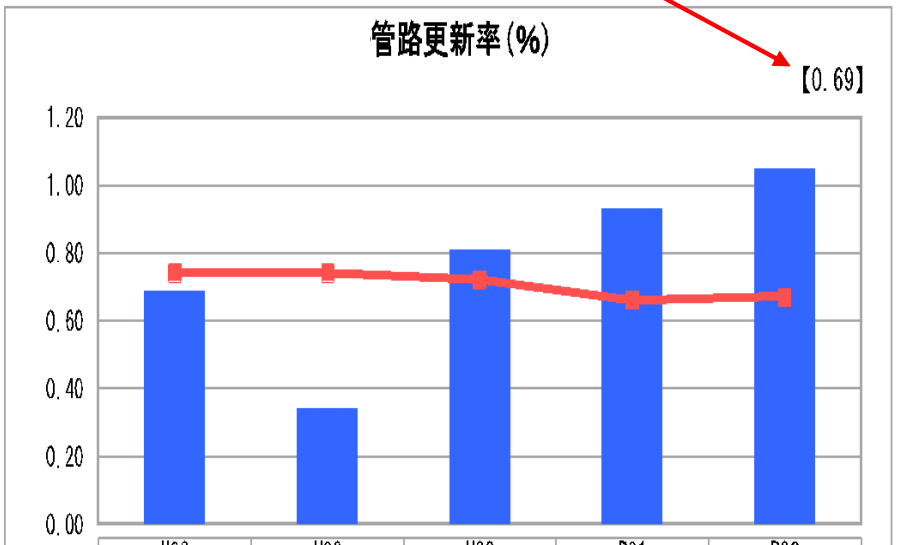

	H28	H29	H30	R01	R02
当該値	0.69	0.34	0.81	0.93	1.05
平均値	0.74	0.74	0.72	0.66	0.67

・生駒市の管路更新率は、令和2年に1%（※100年で全ての管路を更新すること。）を上回ったものの、料金収入等の財源確保の状況により、今後の事業計画は影響を受けます。

施設整備への投資は、料金収入を主たる財源とし、一体化（広域化）により国・県の財政支援を受けられ、施設の老朽対策が着実に推進

【ポイント】
一体化後による事業規模は、各市町村における「実績の保証、計画を尊重する」ことを基本原則としており、市域での事業規模は確保されています。

事業規模を数値で表すと

・生駒市の建設改良費の実績平均（過去5年：H28～R2）
➡約7億9千万/年、管路更新率は平均＝0．76%です。

・R7～10年間の管路更新計画事業費＝約84億円
➡管路更新率は約1．0%と上昇

3）奈良市不参加表明を受けた一体化事業への影響と分析

項　目	影　響
投資規模	○30年（R7～36）トータル4，818億円 → **3，804億円 へ** 【 161億円/年 → **127億円/年** 】
国・県財政支援	○10年（R7～16）トータル　584億円 → **414億円 へ** 【国の交付金　292億円 → **207億円** 】 【県の財政支援　292億円 → **207億円** 】
施設の老朽対策	○**老朽管路（法定耐用年数40年超過）の割合**（一体化30年後（R36）予測）　（奈良県市町村平均） 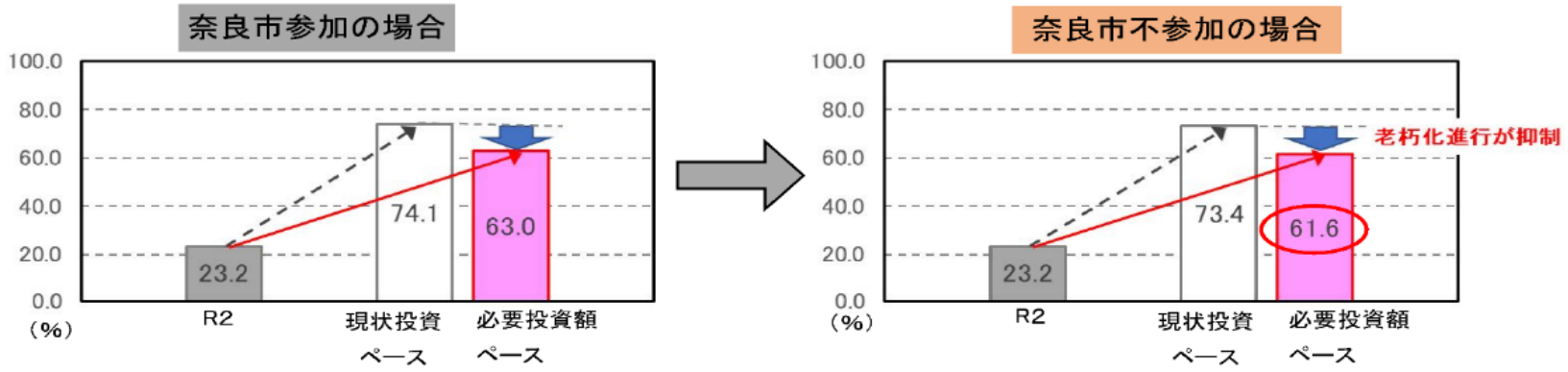 ○**管路更新率**（一体化30年後（R36）予測） 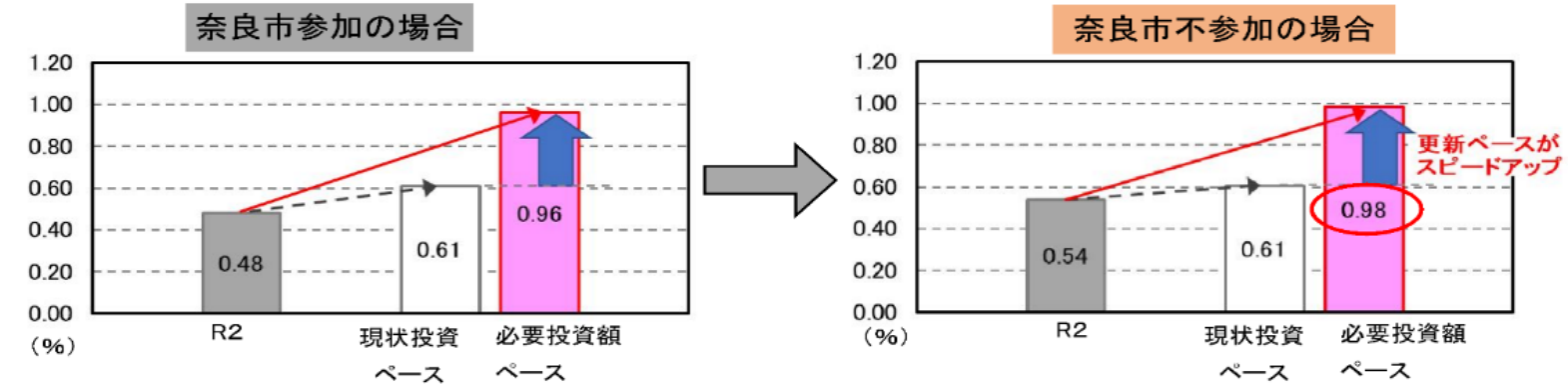

項　目	影　響
水道料金	○葛城市・大淀町以外の全ての市町村で**統合メリットあり**

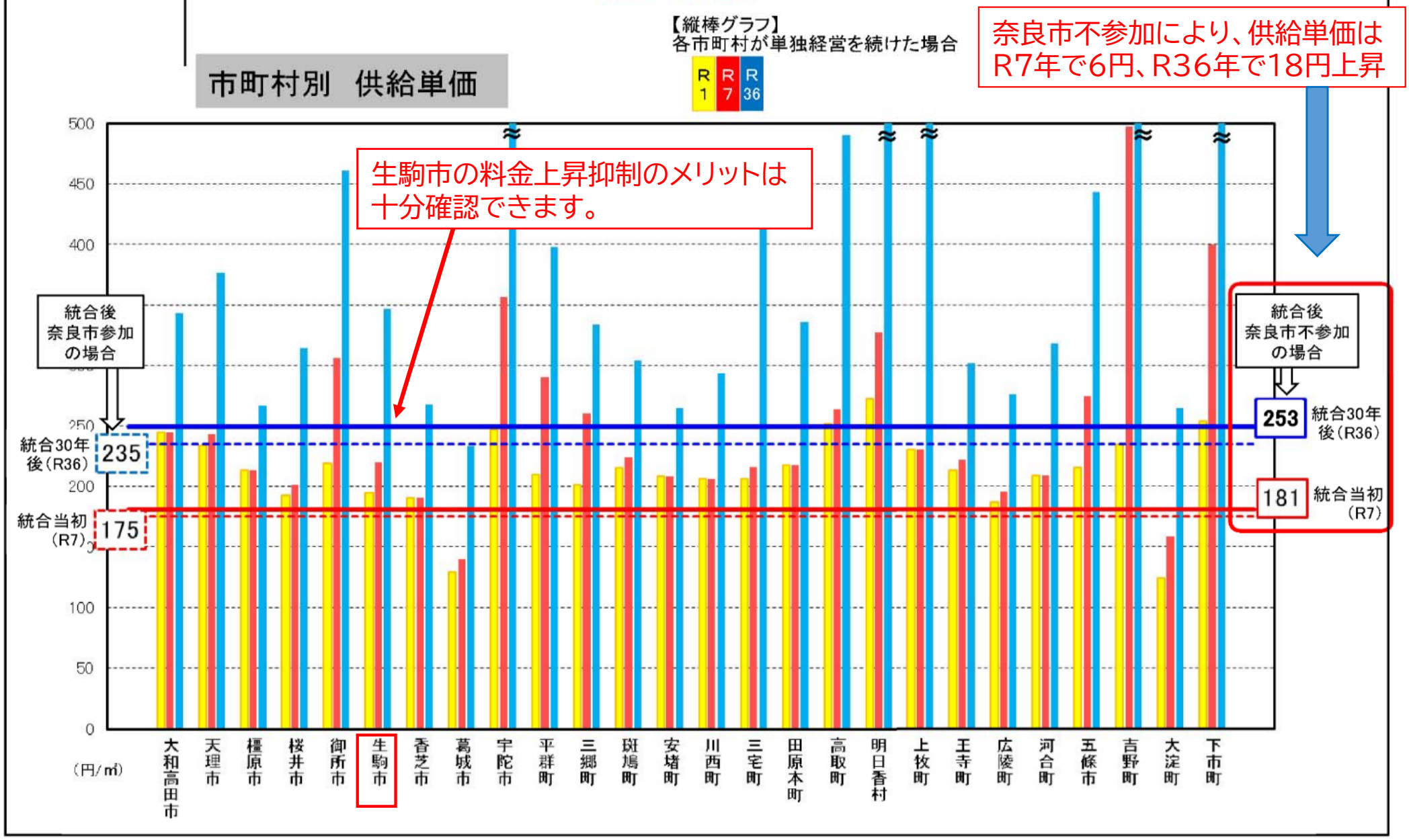

奈良市不参加の影響の分析と評価・対応策

項　目	影響	主な要因、対応等
施設 （水運用・ バックアップ 機能）	なし	○奈良市から水供給を受けている他団体は無いため、現状では奈良市不参加の場合でも影響は無い。 ○奈良市参加の場合に予定していた**緑ヶ丘浄水場から生駒市域への送水連絡管延長**の代わりに、**真弓浄水場（生駒市）を存続**させることで、生駒市域のバックアップ機能を維持
水質管理 体制	なし	○県内の公的水質検査機関は3機関（県水道局、奈良市水道局、奈良広域水質検査センター組合）あるが、 奈良市水道局は奈良市域の水質検査しか行っていないため、奈良市不参加の場合でも影響は無い。 県水道局 …… 県水道局浄水分を対象に検査 奈良市水道局 …… 奈良市水道局浄水分を対象に検査　→　不参加でも影響無し 奈良広域水質検査センター組合 …… 奈良市以外の27上水道市町村と11簡易水道村の浄水を対象に検査
財政運営	なし	○奈良市不参加の場合、支出面で、施設整備への投資が約1千億円減少、施設の維持管理等の運営経費が約1千1百億円減少（いずれもR7～36の30年間計）等する。 ○一方、収入面では、給水収益が約2千億円減少（R7～35の30年間計）、投資減少に伴って国・県の財政支援が計約170億円減少（R7～16の10年間計）。収支差は水道料金で補填することにより適正に財政運営。
業務人員	なし	○投資増加に対応する技術人員について 奈良市不参加の場合、市町村技術職員が担う施設整備・維持管理費の1人当たり額（約64百万円）は増加見込（＋約11百万円、＋約2割）であるが、それでも**全国平均（約64百万円（R2決算統計））と同程度であり、対応可能**。 ○企業団本部の人員について 企業団本部の業務は**主として県水職員が担う**こととする。 市町村職員も一定数を本部配置する必要があるが、市町村から本部への移管業務量等に応じ、**市町村間のバランスを考慮して配置**。 ○業務効率化の推進 一体化後は、業務の標準化、業務システムの統一化、民間委託化等により**業務効率化を進め、職員の負担軽減**を図る。

生駒市が受ける主な影響と計画内容の変更について

浄水場の統廃合（案）イメージ

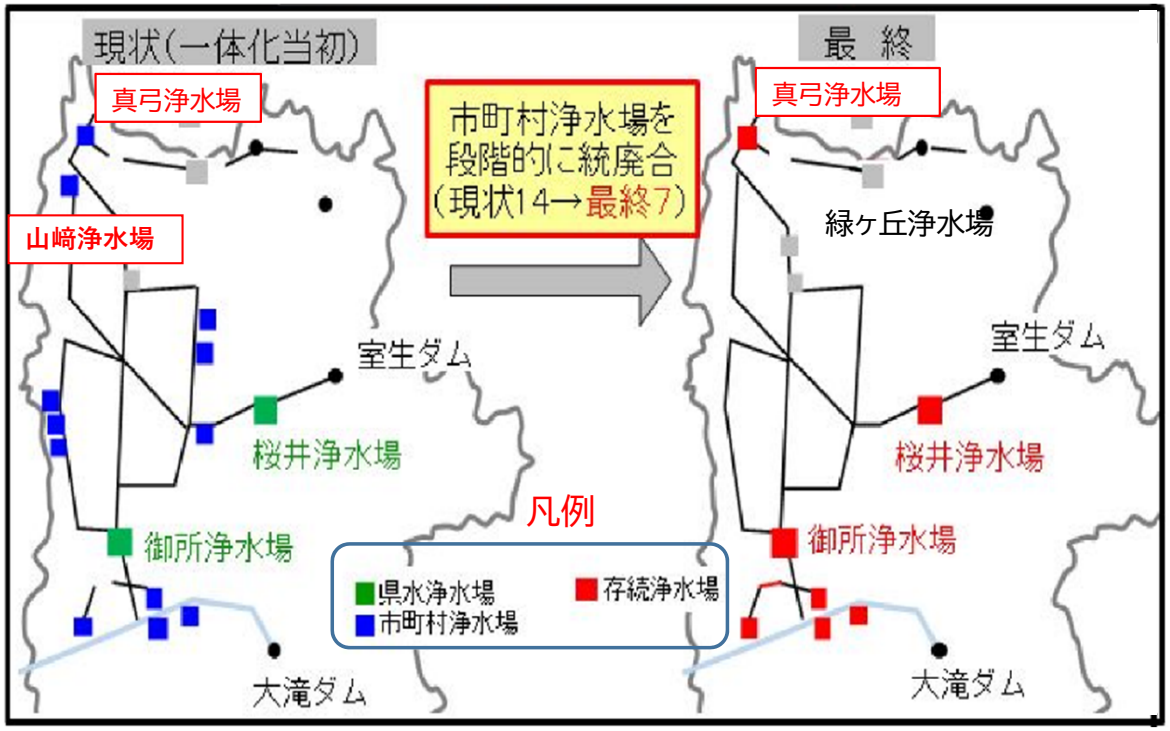

【施設整備計画の変更】
1. 基幹浄水場の変更
　当初計画は、御所浄水場、桜井浄水場、そして奈良市緑ヶ丘浄水場の3箇所
➡奈良市離脱により、緑ヶ丘浄水場は除外

➡本市は、奈良市からのバックアップ供給が受けられないことになった。

【変更計画の提示】
1. 緑ヶ丘浄水場から受けることとしていた、生駒市域のバックアップ供給について真弓浄水場を存続することで対応。
（一定量の自己水源の確保が可能となった）

上記の見直しなどによる影響

項　目	R4年2月時点	今　回	主な要因等
投資規模 （R7～36）	4，818億円 （161億円/年）	3，804億円 （127億円/年）	・奈良市域の工事分の減 ・緑ヶ丘浄水場～生駒市の連絡管工事の不要による減 ・真弓浄水場の存続
国交付金 県財政支援	292億円 292億円	207億円 207億円	・広域化事業（緑ヶ丘浄水場関連）の減少
料金メリットのある団体	葛城市・大淀町以外の全ての団体	同左	・奈良市が不参加であっても、料金メリットは生じる

4）一体化による疑問点や不安について

1. 自己水源がなくなり、おいしい水がなくなるの？

本市の自己水源は深井戸（市内21箇所：実稼働は16箇所）を水源としています。
水量の割合は、自己水が約34％であり、県水への依存度は大きく約66％となっています。

山崎浄水場については、令和30年度以降に廃止の計画となっていますが、それまでは、現在と変わらず、市内の自己水（深井戸）を使用していく計画です。
将来の山崎浄水場の廃止（浄水機能廃止）により、その時点での自己水の量は減りますが、水源（吉野川・宇陀川と自己水）は同じであるため、水質や、おいしさへの影響が大きく変わるものではないと考えています。

2. 自己水がないと災害時の対応の大きな影響が出るのでは？

災害や地震により、メイン水源となる県営水道からの供給がストップした場合に備え、自己水があれば大きな安心につながるとのご意見が多く寄せられます。
しかしながら、自己水量は市域全域を賄えるだけの十分な水量はなく、また地震等の災害時に電源を喪失した場合や井戸の水中ポンプ等の機器類が損傷を受けた場合など、地下約100m～200m近いところから地下水をくみ上げることができないことも十分想定されます。

また、井戸から浄水場までの導水管路の損傷や浄水場の機能停止なども想定すると、どのような災害の場合でも井戸水を確実に利用できるという保証はできないものと考えています。

【災害に強い水道をつくる取り組みのご紹介】

①緊急耐震貯水槽の整備（6箇所:600㎥）

番号	設置場所	住所	完成年度	容量
1	フォレストデイセンター鹿ノ台	鹿ノ台西1丁目5-1	平成9年	100㎥
2	生駒台小学校グラウンド	新生駒台1-33	平成10年	100㎥
3	南コミュニティセンター駐車場	小瀬町18番地	平成11年	100㎥
4	生駒市役所駐車場	東新町8番38号	平成12年	100㎥
5	生駒東小学校グラウンド	東生駒4-398-110	平成13年	100㎥
6	生駒中学校グラウンド	西松ケ丘9-19	平成18年	100㎥

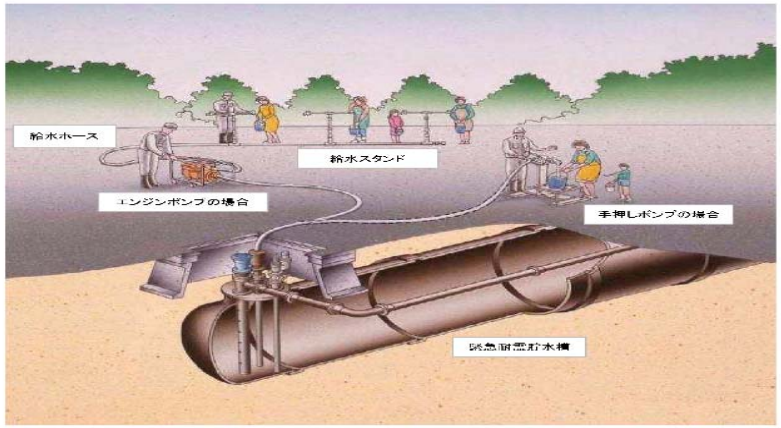

②配水池への緊急遮断弁設置(確保量:5,151㎥)

箇所名	容量（㎥）	緊急時貯水量（㎥）
高区第2配水池 ※	500	—
小瀬配水池（緊急用給水設備設置）	5,000	1,667
ひかりが丘配水場（緊急用給水設備設置）	1,750	583
稲倉配水池	6,400	2,133
鹿ノ台配水場	2,305	768
計	18,200	5,151

③災害時相互応援給水施設

(確保量:2,000m3/日)災害時初期飲料水:67万人分、市で約5.5日分

相互応援給水施設	設置年月	応援可能給水量	設置場所
相互連絡管(奈良市－生駒市)	H10.4	1,000㎥/日	真弓3丁目地内
相互連絡管(奈良市－生駒市)	H17.7	500㎥/日	鹿畑町地内
相互連絡管(四條畷市－生駒市)	H25.3	500㎥/日	南田原町地内
相互連絡管(四條畷市－生駒市)	H26.3	50㎥/日	南田原町地内

④その他

浄水池や受水池における緊急用水の確保について(確保量:3,905 ㎥)

箇所名	容量（㎥）	緊急時貯水量（㎥）
山崎浄水場 浄水池	3,488	1,744
真弓浄水場 浄水池	1,362	681
県水受水池（真弓浄水場内）	2,960	1,480
計	7,810	3,905

・緊急時の用水確保量は、生駒市独自として合計、約９，６００㎥を水量として確保しています。
（※相互融通給水量2,000㎥は含まず。）
この量は、市民生活に最低限の水道水として約６．５日分に相当しています。
また、今年度中には、約１０，５００㎥程度を確保できる予定であり、市民約1週間分の緊急時水量を確保できる見込みです。

3. 一体化は、水道事業が苦しい団体のためのものでは？

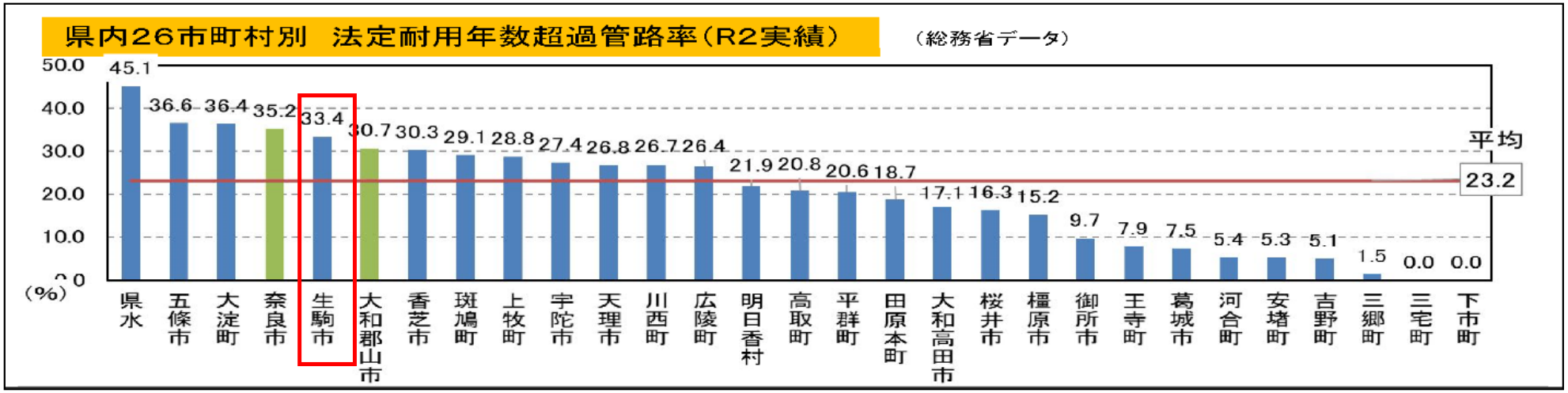

今回、奈良県下の市町村が目指している「一体化（事業統合）」は末端水道事業が所有する水源や浄水場等の施設を統廃合することなどにより、事業費の削減や料金上昇を抑制しつつ、経営改善をしていこうとするものです。

また、国や県からの補助財源などもあり、老朽化した施設の更新をスピードアップすることがより可能となります。

よって、参加する市町村は効果の大小はあるものの、すべての市町村にメリットが生まれています。

本市も、料金抑制効果や老朽化対策など、単独経営を続けるより、統合による効果が十分あると示されているものであり、他団体を救済する目的で一体化への協議を続けているものではありません。

広域化によるメリットがない場合、一体化には参加すべきではないというのは、本市の基本的な考えです。

生駒市は、いままで健全な経営を続けているものの、高度成長期に整備がなされてきた水道施設が、今後急激な老朽化が進むことで、その対策には大きな財源が必要となります。上表にもあるように、管路の老朽化も他市町村に比べても、非常に高くなっています。

このような状況から、今後の対策を行うためには、水道料金の上昇は避けられない状況となっています。

このことからも、水道事業の広域化は非常に有効と考えています。

さいごに

今後の一体化協議のスケジュールについて

時期	事　　項
R4年 10月13日	○第4回協議会
11月	○第5回協議会（基本計画案・基本協定案の議論）
	■12月議会　各団体で基本計画案等に基づき説明・議論 令和4年12月中には、企業団への参加意思を表明する必要があります。
R5年 2月	○第6回協議会（基本計画決定・基本協定締結）
	■3月議会　各団体で説明。法定協議会設置議案の提案
4月	○法定協議会　発足 市議会の承認
R5年度	○諸課題の継続検討 ○一部事務組合（企業団）設立の準備 ・設立許可、水道事業認可・国交付金の事前協議　等
R6年度	○一部事務組合（企業団）設立の準備 ・設立許可、水道事業認可、国交付金の申請　等 ■各団体の議会で関係議案の提案（企業団設立議案、関係条例等廃止議案） ○企業団議会で関係議案の提案（関係条例制定議案、予算案） ○一部事務組合（企業団）設立
R7年度 4月	○事業統合

※意思決定プロセス検討部会
10月中旬より～11月下旬　5回開催予定。
（奈良県および本市を含め12の首長で構成）
生駒市・橿原市・天理市・香芝市・葛城市・宇陀市・安堵町・高取町・上牧町・下市町・磯城郡水道企業団（田原本町）・奈良県にて構成

【設立の目的】
各市町村の意向を企業団の意思決定に十分反映できる組織体制の検討等。

ご清聴ありがとうございました。

本日の、説明会資料は生駒市水道事業のホームページで、ご覧いただけます。